

## 大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例 解説

### (前文)

本市は、良好な交通網を活かし、ものづくり産業を中心に発展を続けてきました。さらに、「健康都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、既存産業の育成や健康長寿関連産業をはじめとする次世代産業の創出等を通じて、一層飛躍した都市の形成を目指しています。

その中で市内企業の大多数を占める中小企業は、経済の発展、市民の雇用、地域の活性化に大きく貢献しています。また、本市の中小企業は、経済情勢の変化や地域の特性に応じられる、多様で柔軟な能力を持っています。こうした中小企業を持つ力を将来にわたってさらに効果的に引き出すには、中小企業者の自主的な努力に加え、市、商工会議所、大企業者その他中小企業に関わる全てのものが一体となって中小企業の振興に取り組む必要があります。

ここに、社会全体で中小企業の成長発展を促進し、健康都市として活力と賑わいのあるまちの形成を図り、もって市民生活の向上につなげていくことを目指して、この条例を制定します。

### 【説明】

前文とは、条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則などを書いた文章で、基本条例が目指す理想を分かりやすく宣言することであり、条例の中の文章とは違い比較的自由的な表現ができ、決意表明の場となります。

条例制定の背景、中小企業振興の必要性等について本市の特色を表現しながら定めています。

※「健康都市」の健康とは、心身の健康に留まらず、市民が生活する地域社会や都市全体の健康、そして市内企業の健全な経営を意味します。

1 段目では、本市産業の特徴を記述しています。

2 段目では、本市の大多数を占める中小企業の地域における重要性を示し、その中小企業が多様で柔軟な能力を持っており、その能力を引き出すには、中小企業自らの努力と中小企業に関わる全てのものの連携した取組が必要であることを記述しています。

3 段目では、社会全体で中小企業を応援することで健康的な都市の形成を図り、市民生活の向上につなげていくことを目指して条例を制定することを記述しています。

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、取組の基本方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する取組を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 【説明】

■この条例は、中小企業振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者、市民等に示すいわゆる理念条例です。

条例の目的が、中小企業の振興を図る趣旨であることを規定するとともに、このことより最終的には地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを明記しています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫、その他の金融業を行う者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 大学等 市内の大学その他の研究機関をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

## 【説明】

■第1号「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号及び第5号に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者をいいます。

中小企業者及び小規模企業者の定義

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち 小規模企業者
	資本金の額又は出 資の総額	常時雇用する 従業員	常時雇用する 従業員
① 製造業・建設業・運輸業・その他（②～④を除く業種）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

## (基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新に対する自主的な努力が促進されること。
- (2) 中小企業者が経済情勢の変化に円滑に適応し、多様で活力ある成長発展が図られること。
- (3) 中小企業が地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等、市民生活の向上に不可欠な存在であるという認識の下に行われること。
- (4) 国、県、市、大府商工会議所（以下「商工会議所」という。）、大企業者、金融機関、大学等及び市民による協働により行われること。

### 【説明】

中小企業の振興の理念について明記し、行政、商工会議所、大企業等が一体となって中小企業の振興を推進していくことを規定したものです。

■第1号では、中小企業者が現状に満足することなく、自ら事業展開を積極的に切り拓くような努力をすることを前提とし、中小企業者の自主的な努力を促進するような取組が重要であることを規定しています。

■第2号では、中小企業者を取り巻く経済環境が、経済のグローバル化や人口減少・少子高齢化などにより大きく変化していて、このような経済的社会的環境の変化に対して、中小企業者が的確かつ円滑に対応でき、中小企業者の多様で活力ある成長発展が図られるような取組が重要であることを規定しています。

■第3号では、中小企業が地域における経済、雇用、地域振興、ボランティア活動などを担っており、その活動が本市の発展や市民生活の向上に貢献しており、必要不可欠な存在であるという認識を持つことを規定しています。

■第4号では、国、県、市、商工会議所、大企業者、金融機関、大学等及び市民など、中小企業の振興に関わる全てのものが、協働して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

## (取組の基本方針)

第4条 前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する取組を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び革新を図ること。
- (2) 中小企業者の新たな事業活動及び市場開拓の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材育成及び雇用の安定を図ること。
- (4) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者に関する情報の収集及び提供の円滑化を図ること。
- (6) 中小企業者相互間及び中小企業者と関係機関との連携を図ること。
- (7) 中小企業者による地域資源の利活用の円滑化を図ること。
- (8) 中小企業者による魅力ある商業空間の創出を図ること。
- (9) 小規模企業者（法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。）の経営の状況に応じた取組の推進を図ること。

### 【説明】

この規定は、これまでの取組を踏まえ、今後の中小企業の振興にとって重要な事項を整理し、中小企業の振興に関する取組を実施するための基本的な方針を規定するものです。

今後はこの方針に基づき、経済的社会的環境の変化に対応しながら、社会全体で具体的な取組を展開していくこととなります。

■第1号では、中小企業の発展にとって不可欠な経営の安定と革新（技術開発や新製品・新サービス等の開発、生産・販売の効率化、新たな経営管理方法の導入等）を促進することを規定しています。

■第2号では、創業、第2創業を含めた新たな事業分野への進出や新顧客獲得などの新たな市場開拓を促進することを規定しています。

■第3号では、経営資源である人材の育成・確保、従業員の福祉の向上、次世代へ繋ぐ事業承継の円滑化等の経営基盤の強化を促進することを規定しています。

■第4号では、経営資源である資金の調達の円滑化を図ることを規定しています。

■第5号では、中小企業にとって国、県等が実施する補助金等の支援策などに関する有用な情報の収集とその提供の円滑化を図ることを規定しています。

■第6号では、中小企業者の産学官連携や企業間連携を促進することを規定しています。また、事業以外にBCPを含む防災関連での連携・協力ができる体制作りについても考慮しています。

■第7号では、中小企業者が本市の地域資源を有効活用した他地域に勝る強みのある製品、商品、サービス等を生み出し、PRなどの普及促進に取り組むことができるようサポートすることを規定しています。工業のみではなく商業、観光、農業分野の活性化を促進することとなります。

■第8号では、中小企業者が活躍できる、特色ある魅力に溢れた商業空間を創出することを規定しています。買物するだけでなく、市民と市民、市民と事業者などの交流が図れ、ひいては市外からの流入人口が増加することで、市内経済の活性化とにぎわいの創出が図られます。

■第9号では、本市において小規模企業が地域社会に安定と活力をもたらしていることを踏まえ、経営資源の確保がより困難であることが多い小規模企業者の経営や成長発展の状況に応じた取組が重要であることを規定しています。

#### (市の責務)

第5条 市は、中小企業者の実態を把握した上で、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、この条例の目的を達成するために、必要な会議の開催、財政上その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興に資する産業集積につながる基盤の整備に努めるものとする。

5 市は、商工会議所と互いに連携し合いながら取組の実施に努めるものとする。

#### 【説明】

中小企業の振興を推進するために、その重要性を認識したうえで市が担っていく責務について規定しています。

「市の責務」とすることにより、中小企業者の「努力」や大企業者・金融機関・大学等教育研究機関の「役割」よりも強い位置づけとしています。

■第1項では、市は、中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策を企画立案し、効果的に実施することを責務としています。

その際には、中小企業の実態を正しく把握し、中小企業者の意見を反映するよう努めることを規定しています。

また、施策の推進にあたっては、企画立案時同様に中小企業者の意見を聴取し、適宜検討を加えることで効果的な振興施策を展開していくことを規定しています。

■第2項では、中小企業振興施策等を検討する上で必要な会議体や、推進する上で必要な財政上の配慮について規定しています。

市内企業者、有識者等で組織した会議体の開催や庁内他部署横断的なワーキングの開催などで、効果的な施策を検討し、推進していくことに努めることを規定しています。

また、施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めることを規定しています。

■第3項では、本市が発注する工事や物品・役務の調達等において、適切な予算執行、公平競争及び適正な契約履行に留意しつつも、市内中小企業の成長発展を考慮して、その受注機会の増大に努めることを規定しています。

■第4項では、市内企業の事業所（工場）の新設や拡張、市外企業誘致のための用地提供を促進し、既存産業や健康長寿産業をはじめとする新分野の産業集積を図るよう努めることを規定しています。

また、地域住民の意向を踏まえた土地利用を図ることで協働による土地利用に努めることを規定しています。

■第5項では、市内産業振興するにあたり、市と商工会議所とが足並みの揃った各取組を実施していく必要があることから、双方が中小企業振興に関する取組の方向性を共有し、密に連携し合っその支援にあたるよう努めることを規定しています。

## (中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として地域貢献活動に努めなければならない。
- 3 中小企業者は、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備に自主的に取り組むよう努めなければならない。
- 4 中小企業者は、本市の中小企業の振興に中心的な役割を果たす商工会議所へ加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

### 【説明】

■第1項では、中小企業者は、経済的社会的環境への変化に即応するために、経営基盤の強化や経営の革新など、積極的かつ自主的に努めることを規定しています。

※「経営の革新」とは、中小企業基本法第2条第2項によるものです。

#### 中小企業基本法第2条第2項

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

■第2項では、中小企業者は経営の向上だけでなく、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、環境美化、防災・防犯、まちづくりなどに取り組み、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めることを規定しています。

■第3項では、中小企業者のワークライフバランス（仕事と生活との調和）への取組について規定しています。ワークライフバランスとは、働く人の「仕事」と家事・育児・介護、地域活動やボランティア活動、趣味や学習などのあらゆる個人的活動を含む「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

中小企業者は、ワークライフバランスを推進することにより、職場の人間関係やコミュニケーションが良くなり、助け合う風土ができるとともに、従業員の満足度や会社への貢献意欲が向上し、企業の競争力を高めることができるなど様々なメリットをもたらします。

ワークライフバランスを推進することは、将来の成長・発展につながる「明日への投資」ということができます。

■第4項では、中小企業者は、地域唯一の総合的経済団体であり、地域中小企業の経営環境の改善など、中小企業の発展を足元で支える活動に取り組む商工会議所への加入に努め、その活動への参加に努めることを規定しています。

## (商工会議所の責務)

第7条 商工会議所は、中小企業者の経営の改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、会員相互の関係強化を促すとともに、他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所は、市と互いに連携し合いながら取組の実施に努めるものとする。

### 【説明】

中小企業の振興を推進するために、商工会議所が担っていく取組について規定しています。「商工会議所の責務」とすることにより、中小企業振興において市と同等の強い位置づけとしています。

■第1項では、商工会議所は、中小企業の抱えている様々な諸問題を解決・支援するための役割を担っていることから、その活動を通じて中小企業の振興に取り組むことを規定しています。

■第2項では、商工会議所は、中小企業者のビジネス機会の拡大を図るために、会員企業間の情報交換の場の提供や企業間連携を橋渡しするコーディネート機能を担う必要があり、また、市内商業団体との連携や、ビジネス区域が広域にわたる業種の場合には市域を超えた団体との広域連携により、本市の産業の振興に努めることを規定しています。

■第3項では、第5条第5項と同様に、市と商工会議所が中小企業振興に関する取組の方向性を共有し、密に連携し合ってその支援にあたるよう努めることを規定しています。



## (大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、その成長発展に配慮するよう努めるものとする。

### 【説明】

中小企業基本法第7条第3項では、「大企業者は、国、県、市が実施する中小企業に関する施策に協力しなければならない」と規定されています。大企業は中小企業と比較して、事業所数は少ないものの、中小企業に対して大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に対して一定の役割を求めめるものです。

### 中小企業基本法第7条第3項

中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係のあるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

■本条では、大企業者は、中小企業者が自らの事業活動の維持・発展には欠くことのできない重要なパートナーであることを認識し、中小企業者に対し事業機会の拡大等によりその成長発展に配慮するよう努めることを規定しています。

## (金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

### 【説明】

金融機関は、中小企業の事業活動において資金供給や経営改善などの面で密接に関係があり、中小企業の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、中小企業の振興に一定の役割を求めめるものです。

■本条では、金融機関は、中小企業がおかれている状況を配慮し、それに適した資金供給手法の徹底を図ること、また、必要に応じて経営相談などのコンサルティング機能を発揮することにより、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めることを規定しています。

### (大学等の役割)

第 10 条 大学等は、人材の育成及び産学官の連携を通じた研究成果の普及が、中小企業の振興にとって重要なものであることを認識し、その成長発展に寄与するよう努めるものとする。

#### 【説明】

大学等は、中小企業と連携した新製品・新技術の研究開発、その研究成果の普及や、優れた人材の育成、卒業生の中小企業への就職機会の増大が、中小企業の振興に多大な貢献が期待できる機関であることから、一定の役割を求めるものです。

また、学生に中小企業の魅力を発信するなど、卒業生の中小企業への就職機会の増大への配慮にも期待しています。

### (市民の理解及び協力)

第 11 条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

#### 【説明】

市民に対して、中小企業が果たす役割を理解し、中小企業の健全な発展に協力することを求めるものであることから、「責務」、「取組」、「役割」ではなく「理解と協力」としています。

「協力するよう努めるもの」とは、一般市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまで協力を期待するものです。

■第1項では、市民は、中小企業が発展することによって、雇用が創出され、地域経済が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出すことを理解した上で、中小企業が健全に発展するよう、各機関が実施する施策への理解を期待するものです。

■第2項では、市民は、消費者として、市内での連携を重視し、市内にて生産、製造、又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努めることを規定しています。

日常の生活の中で中小企業者が供給する製品等の利用に努めるなど、中小企業の振興のための協力を期待するものです。

### (勤労観及び職業観の育成)

第12条 市は、児童及び生徒（以下「児童等」という）の主体的な進路意識や職業意識の醸成を図るため、児童等に対する勤労観及び職業観（以下「勤労観等」という。）の育成の機会づくりに努めるものとする。

2 中小企業者は、児童等の勤労観等の育成が中小企業の人材の確保につながることを認識し、児童等に対し、職業に関する体験の機会等を提供するよう努めるものとする。

#### 【説明】

中小企業振興を担うのは「ひと」であり、「次世代を担うひとづくり」が必要です。

人間生来もつ好奇心は、対象と自己との関係性を見つめることを通じて、意欲へと育てられます。青少年期にあっては、まず好奇心を持つこと自体を大切にすることが必要です。

よって、児童等の勤労観・職業観を育てるためには、まずそれらに対する好奇心を抱かせる機会を提供することが必要です。地域の大人を招いて職業や勤労観・人生観等について話を聞く機会を設けたり、職業体験活動を通じて実際に働く場に参画する機会を設けたりすることで、児童等が刺激を受けて新たな夢や目標への意欲を高めることが期待できます。

■第1項では、学校教育における勤労観等の育成いわゆるキャリア教育が、児童等の将来設計において重要であり、実践的な体験（インターンシップ等）や「働く」、「経済感覚を身に着ける」等をテーマにした講演会・セミナー等により、児童等の主体的な進路意識や職業意識が育成されると考えます。

職に就く前段階で仕事に関するイメージ感覚が生まれるため、就職意欲の向上、離職率の低下、起業精神の向上につながります。そのために市が体験機会の提供等を推進することを規定しています。

■第2項では、中小企業者は、児童等の職業に関する体験機会の場などの提供が、中小企業の将来的な人材確保につながることを認識し、その提供等について依頼があった場合には受け入れに協力するよう努めることを規定しています。

#### (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 【説明】

本条例の施行に関し必要な事項については、規則や要綱等で別に定めることを規定しています。